

【第 17 回食科協総会・会員研修会を終えて】

2019/6/14 NPO 法人食科協 理事長 馬場良雄

2019 年度の第 17 回食科協総会を終えて一言ご挨拶申し上げます。6 月 4 日に開催し、平成 30 年度活動報告、2019 年度事業計画、専務理事に渡辺氏選任など理事の変更・補充などの新体制について承認いただきました。心新たに会員の皆様に役立つ情報発信、研修会等の開催に努めて参りたいと思っております。

総会に引き続き開催いたしました研修会では、昨年 6 月に改正された「食品衛生法等の一部改正」についてその概要と施行規則等の改正の概要について厚生労働省生活衛生局食品監視安全課の道野課長に、また、同改正のひとつ「器具・容器包装の制度改正」について厚生労働省生活衛生局食品基準審査課の大田課長補佐にそれぞれわかりやすく解説して頂き、会場からの多くの質問にも答えて頂きました。両先生にはお忙しい中、対応頂きました事、改めまして紙面を借りて心からお礼申し上げますと存じます。参加された会員の皆様にとりましても、改正の動向をタイムリーに理解する事が出来る機会となったものと存じます。

食品衛生管理の高度化の為に HACCP による衛生管理の義務化は、安全な食品の提供を求める消費者の為だけでなく、安全な食品を提供している事業者にとっても役に立つものであることは言うまでもありません。今回の食品衛生法改正が、食品事業者あるいは食品衛生監視員の皆さんに正しく普及・定着していく様、食科協としても微力ながら関連情報の発信に努めていきたいと思っております。

平成 27 年に施行された食品表示法の猶予期間も令和 2 年 3 月 31 日までとなり、速やかな対応が求められているところです。食品表示は「消費者が安全に喫食する為に必要な表示」と「消費者が食品を選択するために必要な表示」がありますが、今回の表示法の改正ポイントは後者の表示になります。その中で、栄養表示の義務化は多くの消費者にバランスよく栄養摂取する様に仕向ける為に意義あるものと思っております。但し、バランスの良い栄養摂取というものを一食一食で考えるのではなく、1 日単位、3 日単位、1 週間単位等で考え、食を楽しむ情報発信に努める事も食品事業者の役割かと思っております。

また、4 月の消費者庁の講演の中で、「優良誤認表示」についての景品表示法の指導・取り締まりについての概要をお話しいただきました。健康志向の高まりの中、機能性表示食品がもてはやされておりますが、行き過ぎた表示や CM で消費者庁に優良誤認で指摘されるようなことがあると、市場の活性化を阻害してしまいますので、十分な配慮が必要と思っております。

食品添加物表示の在り方についても検討会が開始されております。どのように表示するかについては検討会の議論を待ちたいと思っておりますが、多くの消費者が求めている表示はあらゆる情報を表示する事ではないと思っております。食品を選択する時必要な表示は何かが大切でありましょう。添加物を使用しないことがあたかも安全で優良な食品であるかのように消費者を誘導する「無添加」「不使用」の様な強調表示は食品事業者としても慎むべき課題だと思っております。食品包装用ラップフィルムに「油性の強い食品を電子レンジで加熱する場合は、ラップが食品に直接触れないようにしてください」などの注意書きがあります。その様なラップフィルムでも、「粘着付与剤等を使用していません」という表示を付記し、『無添加ラップ』という商品名で販売しているものもあります。食品の器具・容

器包装の制度改正に伴い、プラスチック製品の添加物がポジティブリスト化され、安全性が確認された添加物として使用が認められるので、このような表示についても改めてもらいたいものです。

西暦 2000 年前後から続いている、消費者から見た食品の安全・安心の課題は、引き続いている課題ですが、食品企業の品質管理向上努力もあり、最近加工食品における大きな事件・事故の報道は少なくなってきたかと思えます。しかし、食品に対する「安全・安心」の課題は尽きることなく続くと思えます。食科協としても、食品衛生法、食品表示法、ゲノム編集食品、食品添加物表示等々今後とも注目し、適切に情報発信、パブコメ等の行動をとってまいりたいと思えますので、会員各位のご支援・指導宜しくお願い致します。また、食科協活動の活発化の為に会員の増加が望まれます。関係する食品事業者等お知り合いの方への当会のご紹介を宜しくお願い申し上げます。